（証券コード　6322）
2020年６月３日

株　主　各　位

大阪市中央区淡路町二丁目２番14号
株式会社 タクミナ
代表取締役社長　山　田　信　彦

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月18日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

また、本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月19日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
　　ヴィアーレ大阪　２階クリスタルルーム

※新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会会場や開催時刻が変更になる場合がございます。変更が生じた場合は当社ウェブサイトにてご案内をさせていただきます。株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（https://www.tacmina.co.jp/ir/meeting/）

３．目的事項

報告事項　１．第44期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第44期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

【新型コロナウイルスによる感染症への対応につきまして】

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、ご出席について十分にご検討をお願い申しあげます。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置、株主様の間隔を確保するための座席数減少による入場者数の制限、株主総会の時間短縮など、感染予防のための措置を講じる場合がございますのでご協力のほどお願い申しあげます。体調不良がうかがわれる株主様には、ご入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

【お土産の配布中止につきまして】

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、配布を取止めさせていただきます。ご理解ならびにご協力のほどお願い申しあげます。

【お願い及びご通知事項】

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款の定めにより、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本提供書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.tacmina.co.jp/ir/meeting/）

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に緩やかな回復基調が持続していたものの、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速懸念などから次第に生産や輸出に弱さがみられました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大が消費動向や経済活動に大きく影響しており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループを取り巻く受注環境は、国内では、企業の設備投資計画が見直された影響から、前期は多数の受注があった大口案件が減少したことに加えて、海外向けでも、韓国企業の設備投資に遅れが生じたため、総じて低調に推移しました。

以上の結果、売上高は、84億14百万円（前期比8.2%減）と減少しました。

利益面につきましては、減収が大きく響き、売上総利益は、37億25百万円（同10.4%減）と減少しました。また、販売費及び一般管理費は、海外代理店向けの販売手数料が減少したものの、組織体制の強化に伴い人件費等が増加したことによって、全体としては微減に留まり、営業利益は、10億円（同29.4%減）、経常利益は、10億17百万円（同29.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、７億14百万円（同29.8%減）とそれぞれ減益となりました。

主な品目別販売実績は以下のとおりであります。

【定量ポンプ】

国内市場は、上期は前期から引き続き好調に推移しましたが、下期に入り多くの業界向けで受注が伸び悩み、通期では前期並みには至りませんでした。

当社の主力製品である「スムーズフローポンプ」については、好調に推移してきたＥＶ車載関連や５Ｇ関連市場とその素材などのファインケミカル業界においても、世界経済の減速懸念から設備投資に様子見感があり、受注に前期ほどの力強さがみられず、売上が減少しました。また、汎用モーターポンプについても、前期は工場設備の更新や増設案件が追い風となった水処理プラント設備関連向けや、オリンピック、インバウンド需要を背景に好調であったホテルや工場の新設・更新に伴う空調ボイラ、滅菌・殺菌設備の需要もやや減速感があり、売上が減少しました。

海外市場は、前期の大型投資の反動で減収となりました。韓国の二次電池業界における設備投資の動きが、米中貿易問題による経済減速の影響で期初の見込みより遅れ、「スムーズフローポンプ」の売上が減少したほか、米国でもソレノイドポンプ及び汎用モーターポンプの販売が低迷し、前期を下回りました。

このような中において、微量制御型スムーズフローの「Ｑシリーズ」は着実に販売実績を積み上げており、2015年の発売開始以来、新たなお客様との出会いを創出し、ユーザーニーズに応えるべくラインナップを拡充したことにより、幅広い用途で評価をいただけるようになりました。Ｑシリーズのラインナップ化により、実験やラボ段階からベンチプラント、生産設備へのスケールアップに「スムーズフローポンプ」の採用が広がり、今後の業績貢献が期待されます。

以上の結果、定量ポンプの売上高は、47億77百万円（前期比13.6％減）となりました。

【ケミカル移送ポンプ】

エア駆動式ポンプは前期に及びませんでしたが、「ムンシュポンプ（高耐食ポンプ）」は、製鉄市場の低迷で新規の設備投資が抑制される中でも、効率性が評価され、設備のリニューアルについて大口案件を受注しました。

以上の結果、ケミカル移送ポンプの売上高は、７億14百万円（前期比0.9％減）となりました。

【計測機器・装置】

前期に引き続き、水処理設備向けで「ｐＨ中和処理装置」の大型物件や設備更新案件などを受注したことにより好調に推移し、売上を伸ばしました。

以上の結果、計測機器・装置の売上高は、15億６百万円（前期比3.7％増）となりました。

【流体機器】

食品業界やケミカル業界向けで大型物件を受注したことにより、堅調に推移しました。

以上の結果、流体機器の売上高は、４億67百万円（前期比1.6％増）となりました。

【ケミカルタンク】

前期のプラント及びケミカル業界向けの積極投資の反動もあり、前期には及びませんでした。

以上の結果、ケミカルタンクの売上高は、６億15百万円（前期比8.2％減）となりました。

【その他】

その他には、ウェルネス事業部の売上高と立会調整費やメンテナンス等の売上高が含まれております。

その他の売上高は、３億33百万円（前期比1.4％増）となりました。

品目別売上高の状況

期別 / 品目	第43期（2019年３月期）		第44期（2020年３月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	％	百万円	％
定量ポンプ	5,528	60.3	4,777	56.8
ケミカル移送ポンプ	721	7.9	714	8.5
計測機器・装置	1,453	15.9	1,506	17.9
流体機器	460	5.0	467	5.6
ケミカルタンク	670	7.3	615	7.3
その他	328	3.6	333	3.9
合計	9,162	100.0	8,414	100.0

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみを行っており、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は１億95百万円で、これらの設備投資資金は自己資金でまかないました。

主な設備投資の内容は、建物改修工事26百万円、製品の金型19百万円、社宅用地の取得29百万円、図面管理システムのソフトウエア更新36百万円ほかであります。

生産の大幅な増強につながるような設備投資はありません。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 41 期 (2017年３月期)	第 42 期 (2018年３月期)	第 43 期 (2019年３月期)	第 44 期 (2020年３月期)
売上高(百万円)	8,115	7,817	9,162	8,414
経常利益(百万円)	989	918	1,440	1,017
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	700	753	1,018	714
１株当たり当期純利益(円)	97.44	104.80	141.73	99.47
総資産(百万円)	10,024	10,058	11,020	10,948
純資産(百万円)	5,722	6,214	6,873	7,139
１株当たり純資産額(円)	796.27	864.93	956.70	993.69

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は、2017年４月１日付で普通株式１株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。2017年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(4) 対処すべき課題

ポンプのメーカーとして、お客様の立場に立った独創性のある製品を提供し続けるため、以下のことを主な課題と考えております。

① マーケティング機能の強化と「わかりやすい」情報発信

当社グループの活動に興味を持っていただき、当社グループ及び当社グループの技術・製品に、より一層関心を持っていただけるよう、お客様との接点を豊かにし、「お客様の立場に立って考える」という観点から全社を挙げてマーケティング体制を整備してまいります。具体的には、「流体ソリューションセンターＬＡＢⅡ」をはじめお客様と共同で課題解決に取り組むなど、ユーザーニーズの収集活動を強化してまいります。

また、「わかりやすい」情報発信（移動型研修施設「ポンプ道場」・ショールーム型研修施設「タクトスペース」・環境／社会／経済活動レポート・メールニュース・ホームページ・広告宣伝・展示会など）に注力してまいります。

② ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能の拡充

ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能を拡充し、ケミカル・素材をはじめ食品・医薬品・化粧品など、あらゆる産業で求められている液体の精密充填・精密混合ニーズを的確に把握して、環境に配慮したエコデザインの高付加価値商品を開発・提供し、水処理・滅菌などの従来市場とともに新用途･新市場への展開をはかります。

③ コアコンピタンス（競争力のあるコア技術）の追求と認知度の向上

水の安全・安心を提供し、あらゆる産業で、高付加価値液体の理想的な移送システムを実現するため、滅菌殺菌テクノロジーの追求から生まれるユニークな製品・装置に加え、「スムーズフロー」ブランドに代表されるダイヤフラム（隔膜）駆動ポンプの利点（液漏れを起こさない構造・液質や液性を変化させない移送・高精度で安定的な移送・圧送など）について、認知度の向上をはかり、その特長をさらに追求いたします。

④　海外売上比率の向上

市場のグローバル化の進展に伴い、海外のお客様に対しても、水の安全・安心の提供やさまざまな産業での理想的な液体移送の実現など、当社グループが貢献できるフィールドが増加しております。そのため、海外各地の情報収集、ユーザーニーズの把握や製品の認知度向上をはかるとともに、各地域の代理店に対する販売支援活動の強化を行い、海外売上比率の向上につとめてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

ポンプ事業（定量ポンプ、ケミカル移送ポンプ、計測機器・装置、流体機器、ケミカルタンクの製造及び販売ほか）

(6) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

①　当社

本　　社：大阪市中央区
営 業 所：東京支社、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、
　　中四国支店（倉敷営業所、広島営業所、高松営業所）
　　札幌営業所、仙台営業所、横浜営業所、金沢営業所
工場・研究所：兵庫県朝来市生野町

②　子会社

TACMINA USA CORPORATION（アメリカ合衆国）
TACMINA KOREA CO.,LTD.　（大韓民国）

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況　　294名（前期比16名増加）

（注）当社グループはポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名	16名増	39.5歳	14.3年

(8) 重要な子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
TACMINA USA CORPORATION	100%	当社製品の販売及び販売支援
TACMINA KOREA CO.,LTD.	100%	当社製品の販売及び販売支援

(9) 主要な借入先及び借入額 (2020年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円
株式会社三井住友銀行	150
株式会社みずほ銀行	50
三井住友信託銀行株式会社	30
株式会社但馬銀行	4
但陽信用金庫	4

２．株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　23,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　7,189,260株（自己株式 539,280株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数　　1,278名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
タクミナ共栄持株会	1,049千株	14.60%
山田信彦	866	12.06
山田義彦	626	8.71
タクミナ社員持株会	373	5.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	235	3.27
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	120	1.67
株式会社但馬銀行	120	1.67
山田裕子	110	1.54
第一生命保険株式会社	108	1.50
中石貴子	106	1.48

（注）持株比率は、自己株式（539,280株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
山田信彦	代表取締役社長		
山田義彦	取締役専務執行役員	生産本部長兼 ウェルネス事業部長	
山田圭祐	取締役常務執行役員	社長室長兼 管理本部長	
友部靖一	取締役 (常勤監査等委員)		
打田幸生	取締役 (監査等委員)		オカダアイヨン株式会社 常勤監査役
平田紀年	取締役 (監査等委員)		

（注）１．取締役（監査等委員） 打田 幸生氏及び平田 紀年氏は、社外取締役であります。

２．情報収集の充実をはかり、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために友部 靖一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

３．当社は、取締役（監査等委員） 打田 幸生氏及び平田 紀年氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．取締役執行役員 早坂 孝之氏は、2020年１月23日付をもって辞任いたしました。なお、退任時における担当は営業本部長でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	人　　数	報　酬　等　の　額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (－名)	170,057千円 (－千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	8,760千円 (2,760千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (2名)	178,817千円 (2,760千円)

(注) 上記には、2020年1月23日に辞任した取締役(監査等委員を除く)1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

打田 幸生氏の兼職先であるオカダアイヨン株式会社と、当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　内　容
取締役(監査等委員) 打田幸生	当事業年度開催の取締役会16回（電磁取締役会4回を含む。）のうち16回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守に係る見地から発言を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会11回中11回出席し、監査の方法・その他決議に加わり、意見の表明を行いました。
取締役(監査等委員) 平田紀年	当事業年度開催の取締役会16回（電磁取締役会4回を含む。）のうち16回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守に係る見地から発言を行いました。また、当事業年度において開催された監査等委員会11回中11回出席し、監査の方法・その他決議に加わり、意見の表明を行いました。

４．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬	21,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査等委員会が有限責任監査法人トーマツの報酬等に同意した理由は、前事業年度の実績と比較して、監査内容、監査工数が妥当であること、内部統制を含む監査報酬額が、他の同規模の上場企業と比較して妥当であることなどから、その報酬が妥当であると認めました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定に基づき、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

５．業務の適正を確保するための体制等の整備及びその運用状況に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使命に「タクミナは、公正で信頼される活動を行い、企業価値を最大にする」と謳い、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指しております。

当社では、取締役及び使用人の行動の規範として、「コンプライアンス行動規範」を定め、その抜粋を手帳に掲載し、一人一人が携帯して常に閲覧できるようにするとともに、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備をはかるほか、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。

また当社では、内部統制全般を統括する「内部統制室」を設置し、会計監査・業務監査を分掌するほか、コンプライアンスのチェック機能を持たせています。不正行為等の早期発見と是正をはかるため設けた「内部通報制度」の通報窓口とするばかりでなく、全社横断的なコンプライアンス上の問題点を把握させるほか、各種社内規程の見直しや法令及び定款等の違反行為の発生を未然に防止するチェックを行い、取締役会及び監査等委員会へ報告することとしております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス意識の維持・向上のため、新入社員研修（４月）・中途入社社員研修（４月・５月・10月・12月）・新任課長研修（５月）・コンプライアンス説明会（６月・７月）等において、コンプライアンス研修を実施いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存・管理しております。

当事業年度におきましても、取締役及び監査等委員が常時これらの文書等を電磁的媒体及び本社総務部保管のファイルにて閲覧できる状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」を制定しており、この規程に基づき、当社グループの社内各部門にリスク管理を行う「リスク管理責任者」を置いております。

リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、当社グループ各社のリスク管理を担当する機関として、当社に取締役会の諮問機関である「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備にあたらせるとともに、有事の際、速やかに情報の伝達を行い、迅速かつ適切な対応で被害を最小限に食い止めることを企図しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡散リスクに対応するため、従業員・当社関係者の安全確保及び事業継続対策等を検討する「新型コロナウイルス緊急対策委員会」を設置しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役６名（うち社外取締役２名）で構成されております。

法令や取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し業務執行状況を監督すべく、取締役会を原則毎月１回開催しております。また、取締役会の諮問機関として「執行役員会」及び「経営企画委員会」を設置し、経営に関する重要事項についての検討・審議及び取締役会から委譲された権限の範囲内での決定を行い取締役の職務執行の充実をはかることとしております。

併せて、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により各取締役の役割分担とその権限を明確にして、業務執行の効率化と、経営責任の明確化をはかっております。

当事業年度におきましては、取締役会を16回（電磁取締役会４回を含む。）、執行役員会を９回、経営企画委員会を11回開催いたしました。

また、職務執行の実態に合わせて規程類の改正を行いました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社の子会社TACMINA USA CORPORATION及びTACMINA KOREA CO.,LTD.は100％子会社であり、その意思決定及び業務執行については、親会社である当社が重要な影響力を持っております。

当社では、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけており、定期的に開催する取締役会、執行役員会、経営企画委員会等の会議において経営上の重要情報の共有に努めております。

当事業年度におきましては、海外営業部の報告を、取締役会において７回実施いたしました。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、子会社の業務の遂行を阻害する要因についても「リスク管理委員会」において対応策を審議することとしております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定することにより、子会社の役割及び目標を明確にするとともに、業務分掌と決裁権限に基づいて分業化・高度化をはかり、効率的に業務運営を行う体制としております。

また、定期的に開催する当社取締役会、執行役員会、経営企画委員会等の会議における進捗管理等を通じて職務執行の効率化をはかっております。

当事業年度におきましては、「子会社管理規程」を再整備し運用しております。また、海外営業部の報告を、取締役会において７回実施いたしました。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ全体の法令遵守及び倫理行動に関する体制の整備・運用を網羅的・統括的に管理しており、子会社のコンプライアンス体制の確立・浸透・定着をはかるための活動、あるいはコンプライアンス行動を阻害する要因についても「コンプライアンス委員会」において対応策を審議することとしております。

当社グループの海外拠点である子会社については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務について随時相談し、アドバイスを求めることのできる提

携先を確保し、コンプライアンス体制の維持・向上をはかっております。
なお、当社では、「コンプライアンス規程」を子会社を含む内容にして運用しております。

⑤ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の役員及び使用人が、親会社の経営方針に沿って適正に業務を運営していることを確認するために、定期的に内部監査を行う体制を整えております。また、当社における業務が適正に行われていることを確認するために、内部監査を実施しております。

「内部統制基本方針」及び「内部監査規程」を、子会社を含む内容にして運用しており、当事業年度におきましては、本社・東京支社・名古屋支店・大阪支店・福岡支店・倉敷営業所・生産本部・開発センターについて内部監査を実施しました。

(6) 監査等委員会の職務を補助する使用人について

当社は、当社の規模から、当面、監査等委員会の職務を補助すべき専従者としての使用人は置いておりません。ただし、「内部統制室」が監査等委員会と連携して、内部監査（コンプライアンスの監視、内部統制の有効性についての監査、業務監査、会計監査）を行うとともに、監査等委員会の補助使用人の役割を果たしており、「内部監査規程」において「内部統制室」の被監査部門からの独立について規定し、また「内部統制基本方針」において監査等委員会が「内部統制室」に調査を求めることができると規定して、補助使用人の独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性を担保しております。

当事業年度におきましては、監査等委員会と内部統制室が連携して、監査重点項目とした店所における売上計上・返品・在庫管理の手続の整備・運用状況、及び経費（会議費・交際費）の費消状況について監査を実施しました。

(7) 当社または子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社グループでは、当社または子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に対し

て、直ちに報告することとしております。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社または子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができ、監査等委員会から説明を求められた場合には、迅速かつ的確に報告を行うこととしております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(8) 監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「内部通報制度規程」において、通報者等が相談または通報したことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないことを定め、また不利な取扱いをした者には、「就業規則」に従い、処分することができる旨を規定しております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

また監査等委員会から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

当社では、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

当事業年度におきましても、監査等委員の能力向上のための研修費用、監査立会のための出張費用等の予算を計上し、執行しました。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による監査の実効性を確保するため、代表取締役社長は、監査等委員会が指名した監査等委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととしております。

監査等委員会は、「会計監査人」及び「内部統制室」と情報交換につとめ、連携して当社の監査の実効性を確保するようにしております。

また、当社では、社外取締役２名を独立役員に指定し、中立的・客観的立場から助言を得るとともに、取締役会・執行役員会・経営企画委員会等の重要会議に常時出席する社内に精通した常勤監査等委員１名とともに、経営監視の実効性を高めております。

当事業年度におきましては、監査等委員会は、代表取締役社長との会合を２回、会計監査人の監査に８回立ち会うとともに、会合を13回、内部統制室の監査に11回立ち会うとともに、会合を15回、及び代表取締役社長・会計監査人との三者による会合を１回実施しております。

（注）　本事業報告の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,704,936	支払手形及び買掛金	1,640,525
受取手形及び売掛金	3,330,907	短期借入金	38,000
商品及び製品	113,537	未払法人税等	114,371
仕掛品	5,669	賞与引当金	249,000
原材料及び貯蔵品	890,140	その他	428,815
その他	30,875	流動負債合計	2,470,712
貸倒引当金	△2,626	固定負債	
流動資産合計	7,073,441	長期借入金	350,000
固定資産		再評価に係る繰延税金負債	26,734
有形固定資産		退職給付に係る負債	757,044
建物及び構築物	1,429,172	その他	205,005
機械及び運搬具	160,796	固定負債合計	1,338,784
土地	632,687	負債合計	3,809,496
その他	148,542	（純資産の部）	
有形固定資産合計	2,371,198	株主資本	
無形固定資産	111,934	資本金	892,998
投資その他の資産		資本剰余金	730,599
投資有価証券	701,619	利益剰余金	5,745,626
繰延税金資産	322,037	自己株式	△322,437
退職給付に係る資産	62,146	株主資本合計	7,046,787
その他	306,548	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	1,392,352	その他有価証券評価差額金	130,756
固定資産合計	3,875,485	繰延ヘッジ損益	103
		土地再評価差額金	2,853
		為替換算調整勘定	7,563
		退職給付に係る調整累計額	△48,634
		その他の包括利益累計額合計	92,642
		純資産合計	7,139,429
資産合計	10,948,926	負債純資産合計	10,948,926

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
Ⅰ．売上高		8,414,614
Ⅱ．売上原価		4,688,968
売上総利益		3,725,645
Ⅲ．販売費及び一般管理費		2,725,625
営業利益		1,000,020
Ⅳ．営業外収益		
１．受取利息	7,242	
２．受取配当金	14,467	
３．持分法による投資利益	2,259	
４．保険返戻金	4,240	
５．その他	9,813	38,023
Ⅴ．営業外費用		
１．支払利息	1,648	
２．売上割引	7,937	
３．為替差損	71	
４．寄付金	8,000	
５．投資有価証券運用損	2,882	
６．その他	141	20,680
経常利益		1,017,362
Ⅵ．特別利益		
固定資産売却益	11,594	11,594
Ⅶ．特別損失		
固定資産除却損	2,156	2,156
税金等調整前当期純利益		1,026,801
法人税、住民税及び事業税	314,404	
法人税等調整額	△2,290	312,113
当期純利益		714,687
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		714,687

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2019年４月１日から
2020年３月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	892,998	730,599	5,426,350	△322,333	6,727,615
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△395,412		△395,412
親会社株主に帰属する当期純利益			714,687		714,687
自己株式の取得				△103	△103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	319,275	△103	319,171
当期末残高	892,998	730,599	5,745,626	△322,437	7,046,787

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	180,180	243	2,853	15,438	△52,581	146,133	6,873,749
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△395,412
親会社株主に帰属する当期純利益							714,687
自己株式の取得							△103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△49,424	△139		△7,874	3,947	△53,491	△53,491
連結会計年度中の変動額合計	△49,424	△139	－	△7,874	3,947	△53,491	265,680
当期末残高	130,756	103	2,853	7,563	△48,634	92,642	7,139,429

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,492,474	支払手形	1,150,981
受取手形	1,227,267	買掛金	482,083
売掛金	2,049,845	短期借入金	38,000
商品及び製品	112,639	リース債務	3,283
仕掛品	5,669	未払金	182,874
原材料及び貯蔵品	890,140	未払費用	87,872
前払費用	20,676	未払法人税等	108,648
その他	9,257	前受金	84,699
貸倒引当金	△2,626	預り金	37,046
流動資産合計	6,805,344	賞与引当金	249,000
固定資産		その他	42,043
有形固定資産		流動負債合計	2,466,532
建物	1,393,044	固定負債	
構築物	36,127	長期借入金	350,000
機械及び装置	153,255	リース債務	7,486
車両運搬具	5,035	再評価に係る繰延税金負債	26,734
工具、器具及び備品	105,585	長期未払金	197,519
土地	632,687	退職給付引当金	698,155
リース資産	9,440	固定負債合計	1,279,895
建設仮勘定	32,944	負債合計	3,746,428
有形固定資産合計	2,368,121	（純資産の部）	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	91,927	資本金	892,998
電話加入権	9,051	資本剰余金	
ソフトウェア仮勘定	10,955	資本準備金	730,598
無形固定資産合計	111,934	資本剰余金合計	730,598
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	671,298	利益準備金	91,989
関係会社株式	104,465	その他利益剰余金	
出資金	250	配当平均積立金	90,000
長期前払費用	4,305	別途積立金	1,200,000
前払年金費用	73,336	繰越利益剰余金	4,171,148
繰延税金資産	302,919	利益剰余金合計	5,553,137
差入保証金	97,296	自己株式	△320,217
保険積立金	157,537	株主資本合計	6,856,518
長期預金	12,000	評価・換算差額等	
その他	27,850	その他有価証券評価差額金	130,756
投資その他の資産合計	1,451,259	繰延ヘッジ損益	103
固定資産合計	3,931,315	土地再評価差額金	2,853
		評価・換算差額等合計	133,713
		純資産合計	6,990,231
資産合計	10,736,660	負債純資産合計	10,736,660

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
Ⅰ．売上高		8,389,558
Ⅱ．売上原価		4,680,636
売上総利益		3,708,921
Ⅲ．販売費及び一般管理費		2,696,040
営業利益		1,012,880
Ⅳ．営業外収益		
１．受取利息及び配当金	20,995	
２．その他	12,867	33,863
Ⅴ．営業外費用		
１．支払利息	1,648	
２．売上割引	7,937	
３．その他	12,340	21,925
経常利益		1,024,818
Ⅵ．特別利益		
固定資産売却益	11,594	11,594
Ⅶ．特別損失		
１．固定資産除却損	2,156	
２．関係会社株式評価損	42,232	44,389
税引前当期純利益		992,024
法人税、住民税及び事業税	307,043	
法人税等調整額	△4,067	302,975
当期純利益		689,048

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2019年４月１日から
2020年３月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	892,998	730,598	730,598	91,989	90,000	1,200,000	3,877,512	5,259,501	△320,113	6,562,985
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△395,412	△395,412		△395,412
当期純利益							689,048	689,048		689,048
自己株式の取得									△103	△103
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）										
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	293,636	293,636	△103	293,532
当期末残高	892,998	730,598	730,598	91,989	90,000	1,200,000	4,171,148	5,553,137	△320,217	6,856,518

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	180,180	243	2,853	183,277	6,746,263
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△395,412
当期純利益					689,048
自己株式の取得					△103
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△49,424	△139		△49,563	△49,563
当事業年度中の変動額合計	△49,424	△139	－	△49,563	243,968
当期末残高	130,756	103	2,853	133,713	6,990,231

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

株式会社タクミナ

取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ

大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊東昌一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤川　賢	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タクミナの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タクミナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

株式会社タクミナ
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊　東　昌　一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤　川　　賢	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タクミナの2019年４月１日から2020年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　財務報告に係る内部統制についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．備考

財務報告に係る内部統制について、有限責任監査法人トーマツから、独立監査人の監査報告書日時点において開示すべき重要な不備は認識していないとの報告を受けました。

2020年５月22日

株式会社タクミナ　監査等委員会

常勤監査等委員　友　部　靖　一　㊞

監　査　等　委　員　打　田　幸　生　㊞

監　査　等　委　員　平　田　紀　年　㊞

（注）監査等委員である打田幸生及び平田紀年は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけております。

期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項とその総額
　　当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は、179,731,500円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月22日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため増員いたしたく、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山田　信彦（やまだ　のぶひこ） (1951年８月６日生)	1975年６月　日本フィーダー工業㈱（現当社）入社 1984年６月　当社取締役 企画室長 1986年５月　当社常務取締役 営業本部長 1987年５月　当社取締役副社長 1993年６月　当社代表取締役社長 2010年６月　当社代表取締役社長執行役員 2012年６月　当社代表取締役社長（現任）	866,748株
2	山田　義彦（やまだ　よしひこ） (1953年１月１日生)	1979年３月　日本フィーダー産業㈱（現当社）入社 1985年７月　当社取締役 事業部長 1988年７月　当社常務取締役 2002年４月　当社常務取締役 生産本部長兼企画室長兼ウェルネス事業部長 2006年６月　当社常務取締役 生産本部長兼管理本部長兼ウェルネス事業部長 2009年３月　当社常務取締役 生産本部長兼ウェルネス事業部長 2010年６月　当社取締役常務執行役員 生産本部長兼ウェルネス事業部長 2012年６月　当社取締役専務執行役員 生産本部長兼ウェルネス事業部長（現任）	626,384株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	山田　圭祐（やまだ　けいすけ） (1982年12月２日生)	2011年10月　当社入社 2014年４月　当社社長室長兼海外営業部課長 2016年１月　TACMINA USA CORPORATION 国際事業部長 2017年６月　当社取締役執行役員 社長室長兼海外市場開拓担当 2018年４月　当社取締役執行役員 社長室長兼管理本部長 2019年４月　当社取締役常務執行役員 社長室長兼管理本部長（現任）	40,000株
4	※ 武村　俊治（たけむら　しゅんじ） (1960年10月29日生)	1979年４月　日本フィーダー産業㈱（現当社）入社 2006年４月　当社管理部総務部長 2012年４月　当社執行役員 管理部総務部長 2015年７月　当社執行役員 生産本部調達部長 2017年６月　当社執行役員 生産本部副本部長兼調達部長（現任）	20,427株
5	※ 白岩　源史（しらいわ　もとふみ） (1962年12月25日生)	2016年４月　当社入社 2016年４月　当社営業本部営業統括部長 2018年４月　当社執行役員 営業本部営業統括部長 2020年４月　当社執行役員 営業戦略本部長（現任）	2,195株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．※印は、新任候補者であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 吉田（よしだ） 裕（ひろし） (1957年12月28日生)	2000年１月　当社入社 2006年４月　当社経理部長 2010年６月　当社執行役員 経理部長兼中計推進担当 2011年４月　当社執行役員 経理部長兼マーケティング部長兼中計推進担当 2012年６月　当社取締役執行役員 経理部長兼マーケティング部長兼中計推進担当 2013年10月　当社執行役員 経理部長 2015年７月　当社執行役員 管理部長 2016年４月　当社執行役員 管理本部長 2018年４月　当社執行役員 管理本部副本部長兼経理部長（現任）	9,465株
2	打田（うちだ） 幸生（ゆきお） (1952年９月１日生)	1976年３月　オカダアイヨン㈱入社 1998年４月　同社大阪本店長 2006年４月　同社営業部部長 2007年４月　同社商品本部長 2007年６月　同社取締役商品本部長 2010年12月　同社取締役マーケティング本部副本部長兼東京本店担当 2011年４月　同社取締役マーケティング本部東京本店長 2015年６月　同社常勤監査役（現任） 2015年６月　当社取締役 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） オカダアイヨン㈱常勤監査役	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	ひらた　のりとし 平田　紀年 (1945年２月11日生)	1965年４月　ユニチカ㈱入社 2005年４月　平田社会保険労務士・ＦＰ事務所代表（現任） 2011年６月　当社監査役 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．※印は、新任候補者であります。

３．打田幸生氏及び平田紀年氏は、社外取締役候補者であります。なお、打田幸生氏及び平田紀年氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

４．責任限定契約について

当社は、打田幸生氏及び平田紀年氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、吉田裕氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

５．打田幸生氏は、オカダアイヨン株式会社において取締役及び常勤監査役を務め、企業経営者としての豊富な経験と監査の幅広い見識を有しております。同氏により当社の経営全般に関する監督や有効な助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であり、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は４年であります。

６．平田紀年氏は、現在、平田社会保険労務士・ＦＰ事務所を経営しており、とりわけ人事・労務関係に精通されております。中立的な立場から有効な助言を受けることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって４年であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額については、2016年６月24日開催の当社第40回定時株主総会において、年額２億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

この度、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な成長につながる健全なインセンティブとして機能するよう、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員の報酬制度を見直し、固定報酬となる「基本報酬」と単年度業績を反映した「業績連動賞与」、中長期的業績が反映できる「譲渡制限付株式報酬」で構成することといたしました。この改定に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額３億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）に改定することをお願いするものであります。

なお、現在の当社の対象取締役は３名であり、第２号議案のご承認が得られた場合、対象取締役は５名となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額３億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

この度、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第４号議案の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、第２号議案のご承認が得られた場合、対象取締役は５名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、50年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階クリスタルルーム
TEL（06)4705－2411



地下鉄御堂筋線「本町駅」下車　３番出口より徒歩３分
地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車　17番出口より徒歩５分